

源平闘諍録全釈 (一〇—卷一上⑩) (一六ウ10) (一八ウ2)

早川厚一

【原文】

然程<sup>ニ</sup>葬送夜延曆寺興福寺衆徒等為<sup>レ</sup>出<sup>シ</sup>額打論<sup>ヲ</sup>互<sup>ニ</sup>及<sup>リ</sup>狼藉<sup>ス</sup>。國王有崩御。葬送作法南北二京僧徒等悉<sup>シ</sup>供養奉我<sup>レ</sup>寺<sup>ノ</sup>驗立<sup>レ</sup>榔打額南都東大寺(・)興福寺(・)為始<sup>ニ</sup>米(末)寺々々相連(・)東大寺(・)聖武天王<sup>ノ</sup>御願无可<sup>レ</sup>諍之寺<sup>一</sup>一番也<sup>ニ</sup>一番<sup>ニ</sup>大職冠(・)淡海公(・)氏寺立<sup>ス</sup>興福寺額<sup>ニ</sup>南都末寺等次第立<sup>レ</sup>並迎興福寺額<sup>ニ</sup>北京延曆寺<sup>ノ</sup>額其外山々寺々立<sup>レ</sup>並先例而<sup>シ</sup>今<sup>ニ</sup>度御葬送延曆寺<sup>ノ</sup>僧徒<sup>ノ</sup>乱事<sup>ニ</sup>東大寺<sup>ノ</sup>次興福寺<sup>ノ</sup>上立<sup>レ</sup>額之間從山階寺方<sup>ニ</sup>東門院<sup>ノ</sup>衆徒西金堂<sup>ノ</sup>衆觀音房勢至房向三人着<sup>ニ</sup>三牧甲<sup>ニ</sup>差左右<sup>ニ</sup>黑革鬼鎧用大刺珍<sup>ニ</sup>走<sup>レ</sup>出<sup>リ</sup>削<sup>リ</sup>倒延曆寺額<sup>一</sup>拍喜<sup>ニ</sup>水鳴瀧<sup>ノ</sup>水<sup>一</sup>走<sup>リ</sup>入興福寺方<sup>ニ</sup>延曆寺僧徒背<sup>レ</sup>先例<sup>一</sup>致狼藉<sup>ス</sup>之程<sup>ニ</sup>即其<sup>レ</sup>座<sup>ノ</sup>可手向<sup>ス</sup>心有深<sup>ニ</sup>思事<sup>ニ</sup>不出<sup>ス</sup>一言<sup>ニ</sup>怖<sup>レ</sup>一天<sup>ノ</sup>君<sup>ヲ</sup>為世<sup>ニ</sup>早無<sup>シ</sup>情草木可有<sup>ニ</sup>憂色<sup>ニ</sup>況於人<sup>ノ</sup>輪僧徒法<sup>ニ</sup>乎淺<sup>ニ</sup>猿事出来<sup>ニ</sup>式作<sup>レ</sup>法高<sup>ニ</sup>賤退<sup>ニ</sup>散四方<sup>ニ</sup>喚叫<sup>ス</sup>

【釈文】

然る程に、葬送の夜、延曆寺・興福寺の衆徒等、額打論を為出だし、互ひに狼藉に及びり。國王の崩御有りて、葬送の作法には、南北二京の僧徒等、悉く供奉(養)し奉りて、我が寺の驗には榔を立て額を打つ。南都には東大寺・興福寺を始めと為て、末(米)寺々々相ひ連なれり。東大寺は聖武天王の御願、諍ふべき寺无ければ、一番なり。二番には大職冠・淡海公の氏寺、興福寺の額を立てて、南都の末寺等、次第に立て並べたり。興福寺の額に迎へて、北京には延曆寺の額、其の外山々寺々立て並べたるは先例なり。

而るに今度の御葬送に、延曆寺の僧徒、乱れし事は、東大寺の次、興福寺の上に額を立つる間、山階寺の方より、東門院の衆徒、西金堂の衆、觀音房・勢至房向三人、三枚(牧)甲を着、左右の鞞差して、黑革鬼の鎧に大刺鎧を用つて走り出で、延曆寺の額を削り倒して、「喜しや水、鳴るは瀧の水」と拍して、興福寺の方へ走り入りにけり。延曆寺の僧徒、先例を背きて狼藉を致す程ならば、即て其の座にて手向ひすべきに、心に深く思ふ事や有りけん、一言も出ださざるこそ怖しけれ。一天の君、世を早く為させたまひぬれば、情け無き草木までも、憂へたる色有るべ

きに、況や人倫(輪)僧徒の法においてをや。浅猿(あまじ)事出で来て、式・作法《散々にて》、高きも賤(いや)しきも四方に退散し、喚(こゑ)叫ぶ。

【校異・訓読】1「供奉奉」の誤り。2「米」の右に朱で「末」と傍記。「末寺」が良い。3《四》「乱(レ)事(ハ)」(二三右)、《延・長》「事ヲ乱テ」(《延》四八オ)。《四》に做った。4《四・盛》「一言(モ)」(《四》二三左)、《延》「一詞(モ)」(四八オ)、《長・南・屋》「一言(モ)」(《長》四九頁)、《覚》「ひと詞(モ)」(三五頁)。《延・覚》は、「ひとことば(モ)」と読むのであろう。5《四・盛》「為(サセ)テ、世(ヲ)早(ク)」(《四》二三左)、《延》「世ヲ早クセサセ給シカバ」(四八オ)、《長》「世をはやくせさせおはしまししかば」(四九頁)。6《四》「憂(ハ)色」(二三左)、《延・長》「愁タル色」(《延》四八オ)。7《闘》には、「散々にて」の脱落があろう(《全注闘》上―一九頁)。

【注解】○葬送の夜、延暦寺・興福寺の衆徒等、額打論を為出だし：二条院の葬送が行われたのは、永万元年(一一六五)八月七日の夜。その時の狼藉が以下に記されるが、そうした事件は突発的に生じたわけではなかった。既に延暦寺と園城寺は、戒壇問題や座主問題、さらに四天王寺別当問題等で長く対立していた。それが、応保二年(一一六二)閏一月の覚忠座主任免事件を契機に、興福寺をも巻き込んだ延暦寺対興福寺・園城寺の対立が熾り続けることになった。それが今回「額打論」「清水寺炎上」となって爆発したのである(青木三郎三八〇―四一頁、美濃部重克一〇〇―一〇七頁、《盛全釈》七一六頁注解参照)。しかし、『平家物語』はそうした経緯を具体的に記すことはない。ただこれまでも見てきたように、「二代后」を、父後白河院に背いた二条天皇の皇室内の紊乱事件として描いたように、「額打論」「清水寺炎上」事件も、宗教界の紊乱事件として描き、王法仏法併せて、末世の様を描こうとするのである。その間隙を縫うかのよう

に、平家の悪行がこの後生起する。○互ひに狼藉に及びり 初めに延暦寺の衆徒等が先例に背いて、興福寺の上に延暦寺の額を打ったのに対して、それに腹を立てた興福寺の堂衆等が、延暦寺の額を大長刀で斬り倒したことを指す。○榔を立て額を打つ 《四》「立(テ)榔(ヲ)打(ツ)額(ヲ)」(二三左)、《延》「神ヲ立、額ヲ打」(四七ウ。「験ニハ神ヲ立」まで見せ消ちとし、「本マ、」とする。《延》では、他に、四七ウ8行目「興福寺ノ神ヲ立テ」と、同9行目「延暦寺ノ神ヲ立ツ」の傍線部を、いずれも擦り消しと訂正を加えて「額ヲ打」とする。また、四八オ6行目「延暦寺ノ神ヲマ逆ニ伐リタヲシテ」の傍線部を、やはり擦り消しと訂正を加えて、「額ヲ」とするが、四八オ1行目には、「神ヲ立ル間」と、訂正を加えていない。《長》には、「行を立、額をうたれしに」(四八頁)等と、「行を立(た)」の形が、他に二箇所見られることから、当該箇所は、「榔(神・行・榔)を立て額を打つ」という形が古態を留めていると考えられる(櫻井陽子一八四―一八六頁)。但し、「榔・神・行・榔」は、いずれも「カウ」と読むのであろう。榔の読み中世古辞書等に未見。天文本『字鏡鈔』榔(檳榔也)。(二五三)。それが何を意味するのは未詳だが、あるいは額を懸けるための支柱を言うのか。《盛全釈》の注解「南都ニハ、一番ニハ東大寺ノ行ヲ立テ額ヲ打」(七一六―七頁)を参照のこと。○二番には大職冠・淡海公の氏寺 《四・延・長・南》同、《屋・覚・中》「次ニハ淡海公ノ御願トテ」(《屋》三七頁)。興福寺は、藤原氏の祖、藤原鎌足(大織冠)とその次男不比等(淡海公)のゆかりの寺。鎌足が建てたのは、興福

寺の起源とされる山階寺。その後遷都により、山階寺は大和国既坂の地に遷り、既坂寺（うまかきでら）と号した。その後、不比等の政權下において行われた平城遷都において、藤原氏の氏寺である既坂寺も平城京に移るが、その時に移築してできたのが興福寺（小西正文六〇二〇頁）。『興福寺流記』「和銅三年（歳次庚戌）太上天皇（元明）、俯從入願。定都於平城。於是太政大臣相承先志。簡春日之勝地。立興福之伽藍也云々」（大日本佛教全書興福寺叢書第一一六頁）。○興福寺の額を立てて〈四〉同、〈延〉「神ヲ立」に擦り消しと訂正を加えて「額ヲ打テ」（四七ウ）、〈長〉「行を立て」（四八頁）、〈盛〉「行ヲ立テ額ヲ打」（九六頁）、〈南・屋・覺・中〉「額ヲ打」（三七頁）。「神（行）ヲ立テ」とある形が古態と考えられる。〈盛〉によれば、「神（行）ヲ立テ」とは、額が掛からず、「神（行）」だけの状態となるが、詳細は未詳。○興福寺の額に迎へて、北京には延暦寺の額…〈四〉「迎へては興福寺」（二二三右）、〈延〉「興福寺ニ向テ」（四七ウ）等と記す、〈四・闕・延・屋・覺・中〉では、興福寺の正面に、延暦寺の額が打たれたと解するのだろうが、どのように額が打たれていたのかは不明。なお、林原美術館所蔵『平家物語絵巻』（中央公論社）では、道を挟んで参列した各寺の僧達が描かれるが、額には寺の名は記されず、興福寺が延暦寺に真向かいに位置して描かれているのかは不明。○東大寺の次、興福寺の上に額を立つる間 〈盛〉以外の諸本は、先に「東大寺は聖武天王の御願、誦ふべき寺无ければ、一番なり。二番には大職冠・淡海公の氏寺、興福寺の額を立てて、南都の末寺等、次第に立て並べたり」（闕）のように記していた。しかし、延暦寺が、東大寺の次、興福寺の上に額を立てたとする。ただその場合、延暦寺が、興福寺に

対峙する上の位置に額を立てようとしたのか、あるいは東大寺と興福寺の間に額を立てようとしたのかが分かりづらい。〈盛〉「東大寺ノ行ノ次ニ延暦寺ノ額ヲ打タリケレバ」（一一九六頁）などは、後者のように解するのであろうか。なお、〈四・闕〉は、「額を立て」とするが、〈延〉「神ヲ立ル」（四八オ）、〈長〉「行をたつる」（四八頁）、〈盛〉「行ヲ立テ額ヲ打」（九六頁）、〈南・屋・覺・中〉「額ヲ打」（屋三八頁）。「神（行）」は「立つ」と言い、「額」は「打つ」と言うのが良いか。なお、章段名を、〈四・延〉は「額立論」、〈闕・長・盛・南・屋・覺・中〉は「額打論」。〈盛全釈〉「新院御葬送ノ夜、延暦興福両寺ノ大衆、額打論シテ狼藉ニ及ベリ」の注解（七一五〜六頁）参照。〈延〉の章段名は、〈延〉本文成立後に付されたものだろう。○山階寺の方より山階寺は、興福寺の異称。興福寺ではなく、あえて山階寺の名を記す理由は不明だが、〈四・延・南・屋〉も同様に記すように、当該箇所を「山階寺」と記す形が古態と考えられよう。○東門院の衆徒、西金堂の衆、観音房・勢至房両三人 〈四〉同、〈延〉「東門院衆徒西金堂衆土佐房昌春ト申ケル堂衆」（卷一一四八オ）、〈長〉「清水寺法師に、くはんおん房、せいし房、こんがう坊、りき土坊とて四人あり。…かのくはんおんばうと申は、昌春とぞ名のりける」（一一四九頁）、〈盛〉「東門院ノ観音房、勢至房ト云愚僧アリ」（一一九六頁）、〈南屋・覺・中〉「興福寺の西金堂衆、観音房・勢至房とて聞えたる大悪僧一人ありけり」（覺）上（一三四頁）。東門院は興福寺外の子院、西金堂は天平五年（七三三）一月に亡くなった光明皇后の生母橘三千代の菩提を弔うために建立された。安置仏は釈迦三尊（小西正文三三六〜三九頁）。〈四・闕・延〉の場合、「東門院の衆徒」と「西金堂の衆」との

關係が分かりづらい。〈延〉の「東門院衆徒西金蓋衆」を、「土佐房昌春」のことと読めば、〈四・闘〉の「両三人」とは、「東門院の衆徒、西金堂の衆」である土佐房昌春（四・闘）の場合、「土佐房昌春」が脱落していると読むことになる。や、観音房・勢至房等の合わせて二三人となるが、そうした解釈が成り立つかは微妙と言えよう。また、〈南・屋・覚・中〉の場合、観音や勢至は阿弥陀如来の脇侍であり、釈迦三尊を本尊とする西金堂の衆の名前としては問題があるようにも思われる。〈盛全釈〉の注解「東門院ノ観音房、勢至房ト云愚僧アリ」（七八〜九頁）参照。○三枚甲を着、左右の鞆差して、黒草鬼の鎧に大劇紛を用つて走り出で 〈四〉同、〈延・長〉「三枚甲ニ左右ノ小手差テ、黒草威ノ大荒目ノ鎧、草摺長ナル、一色ザゞメカシテ、茅ノ葉ノ如ナル大長刀ヲ以テ、或ハ凍リノ如ナル太刀ヲヌキテ走出テ」（〈延〉四八オ）。〈盛〉は傍線部を欠くが、異本の蓬左文庫本・静嘉堂文庫本は傍線部あり。〈名義抄〉「鞆 ユカケ」（僧中八一）、「鞆 コテ」（僧中八一）。『古今著聞集』「よに尋常なる男の、とし廿四五にもやあるらんとおぼゆるあり。「どう腹巻に、左右こてさして、長刀をもちたりけり」（旧大系三四四頁）。籠手は、腕の防御具。なお、近藤好和によれば、遺品の傾向からすると、長刀の刃長は、一尺数寸が普通であり、二尺を越えると大きくなり、二尺五寸以上は大長刀の部類に入るといふ（九五頁）。〈延〉「弁慶は）一尺三寸ノ大刀指ホコラカシテ、三尺計ナル大長刀モタセテマカリケリ」（卷十二一五ウ）。美濃部重克は、天皇の葬儀の場でありながら僧達がこのように武装して参列し暴力沙汰を起こしたことの意味を考える。彼らが武装していたのは、どちらも突発事故の起こることを十分に予測していたからで、それに備えて

武装していたとする（二〇〇頁）。○延曆寺の額を削り倒して「額」を切ったとする点、〈四・長・盛・南・屋・覚・中〉同。〈延〉は、「神」を擦り消し、その上に「額」を書くか。とすれば、興福寺の衆徒達は、延曆寺の扁額を切ったのではなく、額を懸けるための支柱を切ったと解するのだろうか。なお、林原美術館所蔵『平家物語絵巻』（中央公論社）では、衆徒達は、額ではなくそれを支える支柱を切っている。〈覚〉「延曆寺の額をきつて落し、散々にうちわり」（上三四頁）。延宝五年本の『新版絵入平家物語』の「額うちろんの事」に描かれる絵では、〈覚〉に一致する本文を掲げ、衆徒達が切り倒した額を足で踏み割る様が描かれる（信太周五五頁）。天文本『字鏡鈔』「削 キル、ケツル」（九五四）。なお、次々項に引く当日の記録『顕広王記』には、「打破山額了」とある。○喜しや水、鳴るは瀧の水 合戦の場においてしばしば乱舞が行われ（石黒吉次郎四五頁）、その時にこの歌が歌われていたことは、『明月記』の建永元年（一二〇六）九月二十三日条等により知られる（沖本幸子三三七〜三三八頁）。〈盛全釈〉の「ウレシヤ水、鳴滝水」の注解（七一―頁）参照。○心に深く思ふ事や有りけん 延曆寺がこれまでの先例に背いて狼藉をしたのならば、観音房や勢至房の侮辱に対して、延曆寺の側は、その場でなぜ仕返しの手に出ようとしなかったのか。「心に深く思ふ事」とは、この後の「清水寺炎上」を指すのだが、両寺の間には、長い遺恨の争いがあり、その場の仕返しでは収まりきらない確執があったことを示すと美濃部重克は読む（九九〜一〇〇頁）。なお、『顕広王記』の八月七日条に、「午二点清水寺為山大衆焼亡了。是一昨日御葬送之間、奈良額、山大衆切失了。而奈良僧等引率逃了。而山大衆乘勝之刻、奈良大衆赴立作」

時。山大衆退間、打破山額<sup>二</sup>了。大衆等又被<sup>一</sup>刃傷<sup>二</sup>了。其会稽云々」とある。奈良の大衆の反撃に遭った叡山の大衆は「退<sup>一</sup>き、「刃傷<sup>二</sup>」されたとし、深謀遠慮による逃走とは読みがたいようである。○「天の君世を早く為させたまひぬれば、情け無き草木までも憂へたる色有るべきに： 一天の君の葬儀の場であるにもかかわらず、このような狼藉が出来した仏法界の乱れを憂えたものであるが、その矛先は混乱のきっかけを作った叡山に鋭く突きつけられていると言えよう。卷三「山門ニ騒動出来事」に、「山門ニ事出ヌレバ、世モ必乱ト云リ」(延)「一七オ〜一七ウ。他に〈四・長・盛〉にも見られる」とあるように、今回の狼藉は、この後の世の乱れを暗示するものであった。

## 【引用研究文献】

- \*青木三郎「平家物語の構想をめぐって」(国語と国文学、一九七三・6)
- \*石黒吉次郎「乱舞考」(専修国文六八、二〇〇一・1。『中世の演劇と文芸』新興社二〇〇七・4再録。引用は後者による)
- \*沖本幸子「歌から舞へ―五節の乱舞を中心に」(Z E A M I二、二〇〇三・6。『今様の時代―変容する宮廷芸能』東京大学出版会二〇〇六・2)
- \*小西正文『興福寺』(日本の古寺美術5。保育社一九八七・4)
- \*近藤好和「長刀源流試考」(古代文化四七―三、一九九五・3。『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館二〇〇〇・3再録。引用は後者による)
- \*櫻井陽子「平家物語の書写活動―延慶書写本と心永書写本との間―」(湘南文学一六、二〇〇三・1)
- \*信太周『新版絵入平家物語』(延宝五年本)卷一(和泉書院一九八二・10)
- \*美濃部重克「開かれた文学」(換喩的文学)としての『平家物語』―「額打論」を中心に―(国文論叢三四、二〇〇四・3。『観想 平家物語』三弥井書店二〇二二・8に大幅に改変して再録。引用は後者による)

## 【原文】

同九「白子」時山門、大衆下<sup>一</sup>洛之由聞<sup>二</sup>。武士檢非違使雖馳<sup>三</sup>。向西坂<sup>四</sup>本<sup>五</sup>大衆推破<sup>六</sup>欲乱入<sup>七</sup>。貴賤上下騒<sup>八</sup>。匈<sup>九</sup>不斜<sup>一〇</sup>。内蔵頭教盛朝臣

「布衣」候「左衛門陣」何者「云出」耶上「皇仰」山門大衆「可追討」清盛之由有「風聞」平家「一門馳」集「六波羅」憚合「右衛門督重」盛計何故「只今可有」左様事「被」静上「皇聞食此」被「驚覺」食者俄「有」六波羅御幸「中納言大」被恐騒「山門」大衆推「寄清水寺」不「残」仏閣僧坊「一」字「焼」払此「去」七日額打論「故也」清水寺者為「興福寺末寺」故「焼」払之聞然「清水寺炎上」之朝「(「観音」)火坑変」成池如何「云書札立」次日「云歴」劫不思議是「立返札」何無安「度」者所為「可」哽。

## 【釈文】

同じき九日の子の時に、山門の大衆下洛の由聞こえければ、武士・検非違使、西坂本に馳せ向かふと雖も、大衆推し破りて乱入せんと欲。貴賤上下騒ぎ侷のこと斜ならず。内蔵頭教盛朝臣、布衣にて左衛門の陣に候ひけり。何なる者の云ひ出だしたるにや、「上皇、山門の大衆に仰せて、清盛を追討すべき」由、風聞有りしかば、平家の一門六波羅へ馳せ集まり、憚て合へり。右衛門督重盛ばかりは、「何故にや、只今左様の事は有るべき」とて、静められけり(る)。上皇此れを聞こし食し、驚き覺し食されければ、俄に六波羅御幸有り。中納言大に恐れ騒がれけり。

山門の大衆、清水寺に推し寄せて、仏閣僧坊一字も残さず焼き払ふ。此れは去んぬる七日の額打論の故なり。清水寺は興福寺の末寺たる故に、之を焼き払ふとぞ聞こえし。然るに、清水寺炎上の朝、「観音火坑変成池は如何」と云ふ札を書きて立てたりければ、次の日「歴劫不思議是なり」と云ふ返札をぞ立てたりける。何なる安度無し者の所為なるらんと、哽しかりけり。

## 【校異・訓読】

1 「観音」朱による補入。2 「底」「次日」。「ノ」は、「次」に付されたものか。3 「底」「可哽」。

【注解】同じき九日の子の時に 清水寺の焼打は、『顕広王記』等により、永万元年(一一六五)八月九日の午二点の頃。〈四・延・長〉「九日の午の剋」(〈四〉二四右)、〈盛〉「同八月九日」(一―九八頁)、〈南・屋・覚〉「同廿九日の午剋ばかり」(〈覚〉三五頁)、〈中〉「同じき廿九日」(三五頁)。「子の時」では、深夜の焼打となる。「子の時」は、「午の時」の誤りと考えられよう。この後の「清水寺炎上の朝、「観音火坑変成池は如何」と云ふ札を書きて立てたりければ」の注解参照。○武士・検非違使、西坂本に馳せ向かふと雖も、大衆推し破りて乱入せんと欲 「乱入せんと欲」と読めば、大衆は乱入しようとしたの意となる。に対して、〈四〉「押破て乱入」(二四右)、〈延〉「押破テ乱入ヌ」(五〇オ)、「長」を「しやぶりてらん入す」(五一頁)、その他〈南・屋・覚・中〉

は、いずれも大衆等は、押し破って乱入したの意となる。実際に、山門の大衆と遣わされた武士や検非違使等との間に戦闘があったのか、その時の様子を記す記録がないため詳細は不明だが、〈盛〉によれば、兵庫頭頼政・大夫尉信兼・左衛門尉重貞・同尉為経・康綱等が切堤へ遣わされ守護したとする。また内蔵頭教盛・若狭守経盛・大夫尉貞能は皇居を守護したとする。切堤に遣わされた検非違使季光の報告によれば、衆徒数百人が山路より菩提樹院を通過して霊山に集まっていること、山路では防ぎようがなかったことが明らかになっている。結局、山門の大衆の入洛を阻止するため武士や検非違使等は切堤に派遣されたのだが、大衆らの目的は清水寺の焼討であったため、大衆等は西坂本から一乗寺下松を通り菩提樹院のコースを取った。そのため、切堤

にいた頼政等と大衆等はほとんど戦うことなく、大衆等は清水寺方面になだれ込んだとするのであろう。清水寺焼打前に、武士らと大衆等との間に大きな戦闘があったのならば記録に留められようし、〈盛〉に記される頼政を初めとする武士達の官職も永万元年当時の官職で特に問題はなく、〈盛〉の記事を一概に創作として二蹴することはできないように考える。○内蔵頭教盛朝臣、布衣にて左衛門の陣に候ひけり 〈四・延・長〉同、〈南・屋・覚〉不記。〈中〉「平家のぐんびやう共だりにはせさんじて、さゑもんのぢんをけいごす」(上一三五〜三六頁)。〈盛〉は、内蔵頭教盛、若狭守経盛、大夫尉貞能等が、この時皇居の四面を守護したという。但し、この時の皇居は、高倉殿(土御門南東洞院東。関白藤原基実邸)である(詫間直樹一六一頁)。高倉殿には、東西に各二箇所、北に一箇所の門があった。教盛は、〈闘〉では左衛門の陣(東門)を守護したとするが、〈四・延・長〉では右衛門の陣(西門)を守護している。なお、教盛は、重盛と同様に成親と縁戚関係を結び、後白河院に近侍していた。○「上皇、山門の大衆に仰せて、清盛を追討すべき」由、風聞有りしかば 後白河上皇が山門の大衆に命じて、清盛を討とうとしているとの噂が本当にあったのかは不明だが、『顕広王記』八月九日条の裏書記事によれば、当日後白河院が六波羅に御幸したことは確かだった。

・大衆放火之後、院御幸六波羅云々。人不<sub>レ</sub>知其故事歟。暫之後還御。右兵衛督御乘車扈從、奉送之儀歟、不<sub>レ</sub>參。(傍線部ミセケチ)

「人不<sub>レ</sub>知其故事歟」とあるように、後白河上皇の六波羅御幸の理由は、顕広王ばかりか、当時の人々にも分からなかったようである。故に色々な噂が飛び交ったであろうことは想像に難くない。その中に、

清水寺と六波羅とは至近の距離にあることから、叡山大衆の目的は後白河院の意を体した平家追討にあるとの噂が全くなかったとは言えないであろう。暫くして院は還御したが、ミセケチ部によれば、右兵衛督重盛が乗車して扈從したのは、お送り申し上げるための儀かとする。しかし、ミセケチとするのは、その情報が誤報であったためと考えられる。故に、重盛は参らなかつたとするのだろう(早川厚一、九一〇頁。高橋昌明五九〜六〇頁)。以上からも、六波羅御幸の理由は不明ながらも、『平家物語』の「清水寺炎上」記事が、清水寺焼討の際、後白河院が六波羅御幸した確かな情報と、還御の際重盛が扈從して見送ったとの噂をもとにして書かれていることは確かであろう(早川厚一、一〇頁)。

○平家の一門六波羅へ馳せ集まり。憶て合へり 〈四・闘・延・長・中〉では、先に西坂本に向かった武士や檢非違使等を山門の大衆が押し破ったとする記事に続けて、教盛(〈中〉では、「平家のぐんびやう共」が内裏の衛門陣に祇候していたとする。大衆の入洛に備えて、内裏を守護していたとするのである)。その記事に続けて、後白河上皇が清盛追討を大衆に命じたとの噂が流れたため、平家の者達が六波羅へ馳せ集まったとする。内裏を守護していた平家の一門も総て六波羅に集まったとするのであろう。〈盛〉では、内裏を教盛や経盛、貞能等が守護していたとする。ところが大衆等数百人は菩提樹院を通じて霊山に集まっているとの檢非違使季光の報告が入った。霊山は清水寺に至近の地であった。また、六波羅にも近かつた。そうしたこともあって、大衆等が清盛を追討のため六波羅へ向かっているとの噂が生じたとするのであろう。〈盛全釈〉「霊山ニ群集ス」の注解(七二〇頁)参照。その噂を聞いて、重盛や頼盛、宗盛等、

一族の人々が六波羅に集まったとする。一方、〈南・屋・覚〉では、山門の大衆等が西坂本の防衛線を突破したとの記事に続いて、後白河上皇が山門の大衆に命じて平家を追討しようとしているとの噂が流れたため、「軍兵内裏に参じて、四方の陣頭を警固す。平氏の一類、皆六波羅へ馳集る」(〈覚〉上―三五頁)とする。このように、軍兵は内裏へ、平家の者達は六波羅へとする点は、〈南・屋〉も同様であるが、こうした書き分けは、〈四・鬮・延・長〉の形を改変したものと考えられる。〈名義抄〉「悼 オソル、アハレ、アハツ」(法中七上)。○**右衛門督重盛** 〈屋〉「参議右衛門督」(三九頁)、〈四・延・盛〉「右兵衛督」(長・中)「左衛門のかみ」(長) 一―五一頁)、〈南〉「中納言右大将」(上―六三頁)。重盛の永万元年八月当時の官職は、正三位参議、右兵衛督。右兵衛督任官は、心保二年(一一六二)十月二十八日(〈補任一―四五四―四五五頁〉)。○「何故にや、只今左様の事は有るべき」とて、静められけり この重盛の言葉は、この後に見る後白河法皇還御の折の法皇の言葉「サルニテモ不思議ノ事云出ツル者哉。何ナル者ノ云出ツラム」(〈延・五二オ〉)に見るように、決して根拠のない反論ではなかった。その法皇の言葉は、「ウトカラヌ近習者共、御前ニ候ケル中」(同前)で発せられたものであったからである。この時期、二条院の崩御を機に、後白河院と清盛は、今までの絆を一層強めようとしている段階であったとする見方があるが(目下力三〇九頁)、近時の歴史学の研究によれば、二条院の死でにわかに後白河院政が開始されたわけではなかった。六条天皇は後白河にとって孫ではあるが、二条天皇を擁護してきた摂政藤原基実、八条院、徳大寺家等の勢力に囲繞された天皇であった。また基実と結ぶ清盛も、やはり六条天皇を

支援し、後白河院に対して冷淡な態度をとっていたとする。故に後白河院に、こうした清盛に対するいら立ちがあったのは事実であるとする(元木泰雄八七―八八頁)。高橋昌明もまた、二条院の死後はしばらく清盛と婿の基実が乳児の六条天皇政權を支えていたとし、後白河が、軍事力によって自らを押しえこんだ清盛を、内心快く思っていたはずはないとする。故に、「平家追討の噂があったとしても、全くの流言蜚語とはいえないだろう」(五九頁)とする。噂のようなことが実際にはなかったことは確かだが、実際にそのような噂が飛び交った可能性はあろう。注解「上皇、山門の大衆に仰せて、清盛を追討すべき」由、風聞有りしかば」の項参照。なお、元木泰雄は、この話は、「延暦寺強訴の問題が後白河と清盛の対立を生じたことを波及させた『平家物語』の創作かもしれない」(八八頁)とする。○**上皇此れを聞こし食し、驚き覚し食されければ、俄に六波羅御幸有り** 注解「上皇、山門の大衆に仰せて、清盛を追討すべき」由、風聞有りしかば」の項に引用した『顯広王記』八月九日条に見るように、後白河上皇の六波羅御幸は事実であった。但し、その理由については、「人不知其故事歟」とするようには、顯広王にも当時の人々にも不明であった。それ程意外な御幸であったのである。『平家物語』の場合、〈盛〉が「上皇ハ又鬮巷ノ説ヲ為被謝仰、六波羅へ御幸アリ」(一―一〇八頁)とするように、洛中に流れた平家追討の噂を打ち消すために、上皇自ら六波羅に御幸したとするのであろう。○**中納言大きに恐れ騒がれけり** 〈四・延・長・覚・中〉同、〈盛・南・屋〉欠く。〈盛〉は、「平中納言清盛ハ、用心ノ為ニヤ、所勞ト称ジテ見参ニ入ラザリケレバ、空ク還御有ケリ」(一―一〇九頁)と記す。中納言は清盛、〈覚〉

は大納言とするが、清盛は永万元年（一一六五）八月九日当時、権中納言。同年八月十七日に任権大納言。清盛が、「恐れ騒」いだ理由として、①上皇の御幸により、都に流れた噂はやはりそうだと清盛が確信したため恐れ騒いだとも、②後白河上皇自身の六波羅御幸に清盛が畏まり騒いだとも両様に取れよう。「恐れ騒がれ」に該当する部分、〈四〉「被<sup>け</sup>り恐れ驚<sup>おどろ</sup>カレケリ」（二四左）、〈延〉「畏り驚カレケリ」（五〇オ）、〈長〉「畏ておどろかれけり」（一―五二―五二頁）、〈覚〉「恐れさはがれけり」（上―三五頁）、〈中〉「さはがれけり」（上―三六頁）。「畏り」とする〈延〉、さらに「御かうのうへは、中納言も大に畏ておどろかれけり」とする〈長〉は、②と解して良からう。○山門の大衆、清水寺に推し寄せて、仏閣僧坊一字も残さず焼き払ふ。当該文に一致するものが、〈南・屋・覚・中〉。〈覚〉「山門の大衆六波羅へはよせずして、すぞろなる清水寺におしよせて、仏閣僧坊一字も残さず焼はらふ」（上―三五頁）。その中でも〈屋〉に近い。「大衆ハ清水寺へ押寄せて、仏閣僧坊一字も不<sup>な</sup>残<sup>れ</sup>焼<sup>き</sup>払<sup>つ</sup>」（四〇頁）。これに対して、〈四・延・長・盛〉は、〈延〉「山門大衆、清水寺へ押寄テ、焼払ベキ由聞ケリ」（巻一―五〇オ）と清水寺焼打の噂として記し、其の後に、〈四・延・長〉は、詳細な清水寺焼失記事を記す。それによれば、火は一旦は兎安塔で消え本堂だけが残ったものの、無動寺の法師伯耆堅者乗田が火をかけたため焼失したとする。○清水寺炎上の朝、「観音火坑變成池は如何」と云ふ札を書きて立てたりければ。当該話、〈屋〉欠く。清水寺炎上の後、「火坑變成池は如何」の札が立てられた翌日に、「歴劫不思議是なり」の返札が立てられていたという後日譚（A）だが、それを初めに記し、以下、①法皇還御、重盛同道②清盛法皇を警戒、重盛諫言③

不思議な噂といぶかる法皇に対し、西光天道の計らいと答えると続けるのが、〈闕・南・覚・中〉。これに対して、Aを文字どおり後日譚として、①②③の後に記すのが、〈四・延・長・盛〉。〈闕〉が、清水寺炎上の「朝」とする点、〈覚〉「清水寺やけたりける朝」（三六頁）に一致。清水寺焼打を七月廿九日の午剋とする〈覚〉の場合、その「朝」とは、「明くる七月三十日の朝」（三六頁の脚注）の意となる。〈闕〉は、焼打を「九日の子の時」とするが、当時の日付変更時点は、丑の刻と寅の刻の境の午前三時であったとされる（小林賢章一五頁）ことからすれば、〈闕〉の「炎上の朝」とは、炎上のあった八月九日の翌朝「十日」の意となるが、正確には、〈四・延・長・盛〉のように、「後朝（＝翌朝）」とあるべきだろう。〈四・延・長・盛〉の場合は、焼打を「八月九日ノ午剋」（〈延〉四九ウ）とするが、Aの冒頭「清水寺焼タリケル後朝」（同前五一オ）とは、八月十日の朝のこととなる。なお、「観音」は朱による補入句（校異・訓読1）だが、「観音」を記すのは、他に〈盛・南・覚・中〉。〈覚〉「や、観音火坑變成池はいかに」（三六頁）。また、〈四・延・長・盛・南・覚・中〉では、札は「大門」の前、或いは「大門の焼柱にうちたりければ」（〈長〉五四頁）等とする。○歴劫不思議是なり 〈四・延・長〉同。〈盛〉「歴劫不思議ノ事ナレバ、不及陳」（二二頁）、〈南・中〉「歴劫不思議是ヲイフ」（〈南〉六四頁）、〈覚〉「歴劫不思議力及ばず」（三六頁）。○何なる安度無し者の所為なるらんと嘆しかりけり 『角川古語大辞典』は、「あとなしびと【跡無人】」の意として、「出所の明らかでない者。放浪者」を掲げ、「あどなしもの【あどなし者】」の意として、「思慮のない者。無邪気な者」を掲げ、〈延〉の当該箇所を用例として挙げる。当該箇所の〈四〉の

表記は「嗚呼者」（右に右訓「シレ」、〈延・中〉「アトナシ者」（〈延〉、〈長・盛〉「跡なし者」（〈長〉）とあり、「あとなし者」とも、「あどなし者」とも両様に読めるが、当該箇所の意味としては、「あどなし者」の意に通じる「根拠のない、ばかげたことをする者」即ち「いたずら者」の意と考えて良からう（〈延全注釈〉巻一―二九八頁）。〈闘〉の「安

度無し者」は、〈闘〉に使用される「度」の使用例からしても、「あどなし者」と読んで良からう。〈闘〉の「哽」の訓例は当該箇所のみ見られる。中世古辞書に、「哽」を「をかし」と読む訓例未見。〈名義抄〉「哽 ムセフ」（仏中五一）、天文本『字鏡鈔』「哽 ムセフ、カナシフ、ワキマフ、ムス、ムカツク」（三二五三頁）。

## 【引用研究文献】

- \* 日下力 『平家物語』原作者の構想力―物語世界への導入（国文学研究一〇二、一九九〇・10。『平家物語の誕生』岩波書店二〇〇一・4）
- \* 小林賢章 「日付変更時点とアカツキ」（同志社女子大学学術研究年報四九―四、一九九八・12。『アカツキの研究 平安人の時間』和泉書院二〇〇三・2再録。引用は後者による）
- \* 高橋昌明 『平清盛 福原の夢』（講談社二〇〇七・11）
- \* 詫間直樹 『皇居行幸年表』（続群書類従完成会一九九七・12）
- \* 早川厚一 『平家物語』の後白河院―清水寺炎上から法印問答をめぐって―（名古屋学院大学論集（人文・自然科学篇）三一巻一号、一九九四・7。『平家物語を読む 成立の謎をさぐる』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による）
- \* 元木泰雄 『平清盛と後白河院』（角川学芸出版二〇一二・3）

## 【原文】

衆徒<sup>ハ</sup>、帰山<sup>シ</sup>上皇<sup>ハ</sup>成還<sup>ル</sup>御重盛<sup>ハ</sup>、御送<sup>リ</sup>被<sup>レ</sup>參父<sup>ノ</sup>清盛<sup>ハ</sup>留給<sup>ル</sup>猶<sup>モ</sup>為<sup>シ</sup>用心<sup>ニ</sup>哉<sup>ハ</sup>中納言<sup>ノ</sup>曰<sup>ク</sup>法皇<sup>ノ</sup>入<sup>リ</sup>御実<sup>ニ</sup>雖<sup>モ</sup>有<sup>ル</sup>其畏<sup>ル</sup>爾<sup>モ</sup>有<sup>ル</sup>被<sup>レ</sup>思食<sup>フ</sup>之旨<sup>ヲ</sup>加<sup>ヘ</sup>様有<sup>ル</sup>風聞<sup>ル</sup>然<sup>レ</sup>則<sup>チ</sup>有<sup>ル</sup>法皇<sup>ノ</sup>御幸<sup>ニ</sup>我等<sup>ハ</sup>不可<sup>ク</sup>打<sup>テ</sup>解<sup>ス</sup>言<sup>フ</sup>右衛門督<sup>ノ</sup>振舌<sup>ヲ</sup>赤<sup>シ</sup>面<sup>ニ</sup>被<sup>レ</sup>申<sup>ス</sup>中者<sup>ハ</sup>此事<sup>ヲ</sup>努<sup>ク</sup>々不可<sup>ク</sup>被<sup>レ</sup>出<sup>ス</sup>御詞<sup>ヲ</sup>御色<sup>ニ</sup>人<sup>ノ</sup>着<sup>ル</sup>心<sup>ヲ</sup>顔<sup>ハ</sup>中<sup>ニ</sup>々凶事<sup>ヲ</sup>候<sup>ル</sup>就<sup>テ</sup>其<sup>レ</sup>弥<sup>チ</sup>不肯<sup>ク</sup>敷<sup>ク</sup>言<sup>フ</sup>為<sup>シ</sup>世<sup>ニ</sup>為<sup>ル</sup>人<sup>ノ</sup>有<sup>ル</sup>善<sup>キ</sup>振<sup>舞</sup>舞<sup>ヲ</sup>定<sup>ム</sup>可有<sup>ル</sup>三<sup>ノ</sup>宝<sup>ノ</sup>仏<sup>ノ</sup>神<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>加<sup>ヘ</sup>護<sup>ヲ</sup>於<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>然<sup>ル</sup>者<sup>ハ</sup>御子<sup>ノ</sup>孫<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>末<sup>ニ</sup>就<sup>テ</sup>何<sup>レ</sup>事<sup>ヲ</sup>可<sup>ク</sup>凶<sup>ク</sup>候<sup>ル</sup>乍<sup>ラ</sup>申<sup>ス</sup>急<sup>ニ</sup>立<sup>テ</sup>給<sup>ケ</sup>リ右衛門督<sup>ハ</sup>以外<sup>ニ</sup>大<sup>ニ</sup>様<sup>ノ</sup>者<sup>ハ</sup>哉<sup>ハ</sup>言<sup>フ</sup>法皇<sup>ノ</sup>還<sup>ル</sup>御<sup>ノ</sup>之後<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>疎<sup>カ</sup>近<sup>ク</sup>習<sup>フ</sup>者<sup>ハ</sup>共<sup>ク</sup>中<sup>ニ</sup>抑<sup>シ</sup>申<sup>ス</sup>出<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>思<sup>フ</sup>議<sup>事</sup>者<sup>ハ</sup>哉<sup>ハ</sup>云<sup>フ</sup>出<sup>ス</sup>有<sup>ル</sup>仰<sup>ル</sup>西<sup>ノ</sup>光<sup>ノ</sup>法師<sup>ノ</sup>候<sup>ル</sup>御前<sup>ニ</sup>天<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>口<sup>ニ</sup>以<sup>テ</sup>人<sup>ノ</sup>言<sup>フ</sup>余<sup>ハ</sup>平<sup>ノ</sup>家<sup>ノ</sup>過<sup>ル</sup>分<sup>ニ</sup>成<sup>リ</sup>行<sup>ハ</sup>候<sup>間</sup>有<sup>ル</sup>天<sup>ノ</sup>御<sup>ノ</sup>計<sup>ニ</sup>申<sup>ス</sup>中<sup>ノ</sup>者<sup>ハ</sup>人<sup>ノ</sup>々<sup>ハ</sup>此<sup>ノ</sup>事<sup>ハ</sup>無<sup>ク</sup>由<sup>ク</sup>壁<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>耳<sup>ニ</sup>石<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>口<sup>ニ</sup>云<sup>フ</sup>恐<sup>ク</sup>々<sup>ハ</sup>振<sup>レ</sup>舌<sup>ヲ</sup>申<sup>ス</sup>

## 【釈文】

衆徒は帰山しければ、上皇は還御成りにけり。重盛卿は御送りに参られけり。父の清盛は留まりたまふ。猶用心の爲と क्या。中納言の曰ひけるは、「法皇の入御こそ実に其の恐れ有りと雖も、爾にも爾にも思し食さるる旨の有ればこそ、加様に風聞も有るらめ。然れば則ち、法皇の

御幸有ればとて、我等打解くべからず」とぞ言ひける。右衛門督舌を振るひ、面を赤くして申されけるは、「此の事、努々御詞にも御色にも出ださるべからず。人に心着け顔に、中々凶事にて候ひなん。其れに就きては、弥叡慮にも背かず、世の為人の為、善き振舞有らば、定めて三宝仏神の加護も有るべし。然らずに於ては御子孫の末、何事に就きても凶しかるべく候ふ」と申しながら、急ぎ立ちたまひにけり。「右衛門督は以ての外に大様な者かな」とぞ言ひける。

法皇還御の後、疎からぬ近習者共の中に於て、「抑不思議の事を申し出でたるものかな。二云ひ出だしける」と仰せ有りければ、西光法師、御前に候ひけるが、「天に口無し、人を以て言はず。余りに平家過分に成り行き候ふ間、天の御計らひにも有るらん」と申しければ、人々「此の事由無し。壁に耳有り、石に口有りと云へり。恐ろし恐ろし」とぞ、舌を振るひて申しける。

【校異・訓読】 1 〈底〉「為」。2 〈底〉欠く。「何なる者の」の注解参照。

【注解】 ○重盛卿は御送りに参られけり 前節に引いた『顕広王記』

八月九日条の裏書記事によれば、重盛が後白河院還御に同道したといふ噂があったらしいことは確かであった。しかし、顕広王が得た情報によれば、事実ではなかった。そうした噂を事実のこととして描くのが『平家物語』である。○父の清盛は留まりたまふ。猶用心の為とかや 〈四・長・南・屋・覚・中〉同、〈延〉欠く、〈盛〉は、院参する重盛が、六波羅に向かう院と道で出会い、同行して六波羅に戻り、

清盛が対面を拒否したために、還御する院に重盛が同道したとする記事の後に、「平中納言清盛ハ、用心ノ為ニヤ、所勞ト称ジテ見参ニ入ラザリケレバ、空ク還御有ケリ」(二〇九頁)と記す。〈四・闘・長・盛・南・屋・覚・中〉の場合、この後に、法皇の入御を恐れる清盛の発言の伏線になっている。○中納言の曰ひけるは、「法皇の入御こそ実に其の畏れ有りと雖も… 〈四・延・長・盛・屋・覚・中〉は、〈延〉「右兵衛督御共ヨリ被帰タリケレバ、父中納言清盛宣ケルハ」(五一ウ)とするように、院の見送りから戻った重盛に、清盛が話しかける形。〈南〉「二院還御ノ後、父大納言重盛卿ニ宣ケルハ」(六五

頁)の場合も、その前に「重盛卿計ゾ御送ニハ参ラレケル」(六四頁)とあることからしても、清盛は六波羅に戻った重盛に話しかけたと解することにたろう。〈闘〉の場合、重盛が院の見送りに行く前とも、見送りから戻った後に清盛が話しかけたとも両様に解しうるが、〈闘〉に、〈南〉の本文の影響があることは確かなことから(早川厚一①)、ここも〈闘〉に類似する〈南〉の本文の影響下にある本文と考えて良いだらう。○爾にも爾にも思し食さるる旨の有ればこそ、加様に風聞も有るらめ 都に流れた流言がきっかけとなり、清盛の法皇に對する疑心が生じることとなる(小林美和三一三三頁)。一方、法皇の側近の中にも、この後の西光の発言にも見るように、平家打倒の思いを募らせたとして描く。〈闘〉では、この後、行綱から平家討滅の陰謀を聞いた清盛が、「今思ひ合はするに、先日山門の大衆を以て入道を失はるべき由聞こえしは、実なりけり」(卷二下一一二オ)と、この時の流言を思い出し、あの時の噂はやはり本当だったのだと思つたとする独自の趣向を示す(眞野須美子九頁)。中世古辞書に、「爾」を「と」あるいは「かく」と読む事例は見当たらないが、〈闘〉には、

「爾時爾も此モ」(爾の時爾も此も。卷一下―三三オ)のように、「爾を」と読む事例は多い。なお、〈闘〉は、「爾」とその異体字「尔」を混用するが、当該箇所「尔尔ト」や、先の事例「尔時爾も此モ」に見るように、「爾」「尔」を共に「と」と読むことから明らかによくに、特に使い分けはないと考え、「爾」に統一した。○右衛門督舌を振るひ、面を赤くして申されけるは「舌を振るひ、面を赤くして」、「闘」の独自異文。「舌を振る」とは、〈延〉「武士共舌ヲ振テ怖アヘリ」(卷一―二八オ)に見るように、恐れおののく様。冷静沈着な人物として描かれる重盛像には違和感のある表現と言えよう。但し、〈闘〉の場合は、この後の、西光の発言を聞いた院側近の者達の反応「恐ろし恐ろし」とぞ、舌を振るひて申しける」と響き合うことに注意すべきであろう。○人に心着け顔に、中々凶事にて候ひなん「心着け顔に」〈南・屋・覚・中〉同。「人の注意を引くそぶり。不審な印象を与えるような言動のさま」(〈日国大〉)の意。〈四・延・長・盛〉「心付き(け)て」。「凶事」にて、〈四・延・長・盛〉「アシキ事」(〈延・五一ウ〉、〈屋・覚〉「悪キ御事」(〈屋〉四二頁)、〈中〉「あしく候なん」(三七頁)。〈闘〉も「凶あしき事にて」と読むところだが、音符が付されていることからすれば、「凶事」と読むのであろう。なお、重盛の諫言は、後白河院に対して無礼・不忠であるからとか、王法は護持すべきものであるからとかいった高踏的な理由からではなく、人の注意をひいてしまつてはかえつてまずいからという極めて現実的な理屈に基づくものと刑部久は読む。換言すれば、平家にとつての不都合を回避すべきなのだという相当に利己的な説得の論理が浮かび上がつてくると解する(七六頁)。○然らずに於ては御子孫の末、何事に就きても凶し

かるべく候ふ」と申しながら、急ぎ立ちたまひにけり「御子孫の末」とするのは、〈闘〉の独自趣向。〈四・延・長・盛・南・屋・覚・中〉「サラムニ取テハ御身ノ恐アルマジ」トテ立給ヌ」(〈延〉五一ウ)。先の「法皇の入御こそ実に其の畏れ有り」、つまり清盛が感じ取った「畏れ」に対応する形が、「御身ノ恐アルマジ」ではなからうか。○右衛門督は以ての外に大様なる者かな〈四・闘・延・長・盛・南・屋・中〉の場合、父清盛の「ひとくごのんびりしたものだ」と危機感をもっている様子でない重盛に対する苛立ちの言葉」と考えられるのに対し、〈覚〉「重盛卿は、ゆゝしく大様なるものかな」とぞ、父の卿ものたまひける」(上―三六頁)の場合、「も」があることにより、「悠揚せまらぬ」「ゆったりと落ち着いている」様というように重盛への讃辞の意となる(池田敬三三八―四三頁)。○法皇還御の後、疎からぬ近習者共の中に於てこの後の法皇の発言は、いずれの諸本も「疎からぬ近習者共」を前にしてなされたとする。法皇の本心が、近臣達を前にして述べられたと考えられる(早川厚一②五二頁)。○何なる者の「抑A不思議の事を申し出でたるものかな。B云ひ出だしける」では唐突で、〈闘〉には、B「云ひ出だしける」の前に脱文があると考えられる。AとBに該当する本文を持ち、脱文に該当する本文を持つ諸本としては、以下の三本が該当しよう。〈四〉「不思議事云出物哉誰斯事云出ツラム」(二六左)、〈延〉「サルニテモ不思議事云出ツル者哉。何ナル者ノ云出ツラム」(五一オ)、〈長〉「さるにても、不思議の事いひ出しつる。たれか、かゝる事はいひつらん」(五四頁)。傍線部が欠脱本文に該当する。〈四・長〉の「誰かかかる事は」か、〈延〉の「何ナル者ノ」が該当しよう。掲出本文としては、〈延〉の「何

ナル者ノ」を掲げたが、欠脱本文の前後に見られる〈四・延〉「云出」や〈長〉「いひ」の目移りにより欠脱が生じたとすれば、〈長〉には「ものかな」に該当する語がなく、目移りによる欠脱がより行われやすいことから、欠脱は、「誰かかかる事は」である可能性もあろう。○

西光法師、御前に候ひけるが 諸本いずれも、西光の初見記事。藤原師光（法名西光。以下西光）は、『平家物語』諸本が記すように、「阿波国の在庁」の出身で、本姓は、近藤であった可能性が高い。西光が藤原姓を名乗るのは、家成の養子になってからのことであろう。西光は信西の乳母子とされる。「今日祇候院」之入道法師〈名「西光」、左衛門尉入道也、故信西乳母子云々」〔玉葉〕承安三年三月十日条。

とすれば、西光以前の父祖の代に信西と関係を有していたことが推測される。以上から、西光が中央に進出した事情としては、西光と近い関係にあった人物が阿波国の国司となり、西光の父祖はその人物を介して信西とつながりを持った可能性が考えられる。そのような事情を背景に、西光は信西の乳母子・家人となり、さらに鳥羽上皇のもとに伺候し、同上皇を後楯に院近臣の藤原家成の養子となったかと考えられる（山下知之一五四～一五七頁）。こうして西光は、家成の養子となることにより、身分の低さが問われることなく、貴族社会への出入りが可能となり（佐々木紀一、二三頁）、後白河院の意思でもある西光の破格の昇進も可能になったとする（米谷豊之祐一五七頁）。なお、西光が『平家物語』に本格的に登場するのは、山門関連記事からと考

#### 【引用研究文献】

- \* 池田敬子「ゆゆしく大様なる人―重盛―」（国語国文、一九九六・4。『軍記と室町物語』清文堂二〇〇一・10再録。引用は後者による）  
\* 刑部久「『平家物語』の説得部に探る平重盛の行動原理―「清水寺炎上」・「殿下乗合」をめぐって―」（日本文学一九九六・11）

えられる。後白河院近臣の中、成親や俊寛・成経・康頼等が関わる事件が鹿谷事件、これに対して山門事件に関わったのが、同じく院近臣の西光親子という理解によって描き分けられている可能性が考えられる（四評釈）二四三頁。早川厚一考察。早川厚一③九〇～一頁。○  
天の御計らひにも有るらん 「天の御計らひ」〈覚〉同、〈四・延・長〉「天道」、〈南・中〉「天の告」、〈屋〉「天ノ御告」。水原一は、「天道」とは、「一心太陽と訳して通用するようであるが、おそらく一個の天体としての太陽ではなくて、日月星辰を支配する全天空の神格の称であり、人間界の正邪曲直を見通し、裁断し、修正する権威の称」とする。

こうした天道畏敬の姿勢は、この後にも頻出するが、延慶本に最も顕著に見られるとする（四五七～四六〇頁）。○此の事由無し（〈全注釈〉「そんなことを言たって無駄なこと」（上―一―一〇頁）、『日本文学全集平家物語』「そんなことを言ってもむだだ」（一―七五頁）と解すれば、西光ばかりか、他の院の近臣達も平家の過分な栄華を不快に思っていたことになる。一方、〈評講〉「つまらぬことを申すものよ」（上―一―八四頁）、『古典集成平家物語』「つまらぬことを言うものだ」（上―一―五三頁）、『全訳注平家物語』「これはとはうもない事をいう」（一―一五〇頁）と解すれば、他の近臣達は、西光の発言を思いもかけないものにとらえたことになる。ここは、法皇の発言に見るように、後者のように解するべきだろう。

\* 小林美和「平家物語卷一の構想をめぐって―延慶本を中心として」（青須我波良三四、一九八七・12。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による）

\* 米谷豊之祐「後白河院北面下臈―院の行動力を支えるもの―」（大阪城南女子短大研究紀要二一、一九七六。『院政期軍事・警察史拾遺』近代文藝社一九九三・7）

\* 佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯（下）」（国語国文六五―一、一九九六・1）

\* 早川厚一①「源平闘諍録に見える南都本的本文について」（『日本文学史論―島津忠夫先生古稀記念論集』世界思想社一九九七・9）

\* 早川厚一②『平家物語』の後白河院―清水寺炎上から法印問答をめぐって―」（名古屋学院大学論集 人文・自然科学篇三二―一、一九九四・7。『平家物語を読む―成立の謎をさぐる―』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による）

\* 早川厚一③「西光説話の成立とその展開」（軍記研究ノート五、一九七五・8）

\* 眞野須美子『源平闘諍録』の本文の性格に関する一考察」（緑岡詞林二三、一九八三・3）

\* 水原一「一行阿闍梨流罪説話の考察」（駒沢国文一四、一九七七・3。『延慶本平家物語論考』加藤中道館一九七九・6。引用は後者による）

\* 山下知之「阿波国における武士団の成立と展開―平安末期を中心に―」（立命館文学五二一、一九九一・6）

（本稿は、二〇一四年度名古屋学院大学研究奨励金による成果の一つである）